

塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関する
ガイドライン

2017年11月 策定

2020年12月 改訂

塩尻市

(目的)

第1 このガイドラインは、再生可能エネルギーの円滑な利用を図るため、市の区域内において再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の新設、増設、改修又は廃止（以下「設置等」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）が、市、自治会並びに住民及び近隣地権者等（以下「住民等」という。）に対して計画の概要を明らかにすること及び設備の設置等に当たり配慮すべきことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象設備)

第2 次に掲げる発電設備を対象とする。ただし、建築物の屋根に設置するもの及び設置者の事業所等と併設されるものを除くものとする。

- (1) 太陽光発電設備（10kw以上かつ事業用に限る。）
- (2) 風力発電設備（20kw以上）
- (3) 小水力発電設備（20kw以上）
- (4) その他の再生可能エネルギー（太陽熱などの自然界に存在するエネルギー）を利用した発電設備（10kw以上）

(対象地域)

第3 本市の区域内全域を対象とする。ただし、発電設備の設置等を行う区域が本市の区域外であっても住民等に影響を及ぼす恐れがある場合は、このガイドラインに沿った調整事項等を行うよう事業者を求めるものとする。

(調整事項等)

第4 事業者は、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行うよう努めるものとする。なお、事業用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて慎重に検討を行うものとする。

- (1) 発電設備の設置等に当たり配慮すべき事項

ア 関係法令を遵守すること。

イ 環境省が策定する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び長野県が策定する「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」に従って適切に発電事業を行うこと。

ウ 雨水等を敷地内で有効に処理できる設備とし、雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。

エ 急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。

オ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。

カ 設置場所の気象状況等を勘案した設計とすること。

キ 周辺の景観に配慮すること。

ク 生活環境へ配慮すること。

ケ 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

コ 事業を廃止した時は、速やかに発電設備を撤去すること。

(2) 事業者は、設置等により周辺環境への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずること。

(事前届)

第5 事業者は、発電事業を行おうとするときは、その計画を作成した時点で、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事前届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(説明会の実施)

第6 事業者は、住民等に対して次に掲げる事項を説明し、意向を把握し、及び理解を得るため、説明会を実施しなければならない。

- (1) 発電設備の設置工事の内容
- (2) 防災、雨水処理、環境保全及び景観保全の対策
- (3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画
- (4) 設置後の災害等の非常時における対処方法
- (5) 撤去及び処分の計画

2 事業者は、第5の事前届を提出後、直ちに前項の説明会を実施するものとする。

3 事業者は、説明会出席者及び住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、出された意見や要望は、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。

4 事業者は、説明会の実施後において、住民等から再度説明を求められたときは、これに応じ、住民等との間で十分な話し合いの機会を設けるものとする。

5 事業者は、説明会を実施したときは、説明会経過報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出すること。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会の状況写真
- (3) 出席者名簿の写し
- (4) 会議録

(住民等と事業者で締結する協定)

第7 説明会終了後、より安心な合意形成を図るため、住民等からの要望により、別紙1を参考にした協定を締結することができる。

(市と事業者で締結する協定)

第8 説明会終了後、市長と事業者で別紙2により協定書を締結するものとし、工事は協定締結後に行うものとする。

2 事業者は、発電設備を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、譲渡する者に対し、前項の協定書の効力を承継させなければならない。

(設置届)

第9 事業者は、第6の規定による住民等への説明、第8の規定による協定の締結並びに関係法令に定める必要な措置及び手続きの後、発電設備の設置工事(樹木伐採や整地、資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為を含む。)に着手する30日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(開始届)

第10 事業者は、発電設備の設置等が完了し、運転を開始したときは、開始から30日以内に、再生可能エネルギー発電設備運転開始届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(変更届)

第11 事業者は、事業を変更し、若しくは中止し、又は保守点検責任者等を変更する場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(設置後の現況報告)

第12 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、発電設備及び事業区域の現況について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市長から現況報告書を求められたときは、速やかに回答しなければならない。

(非常時の発電設備の管理等)

第13 事業者は、自然災害の発生又は発電設備の不具合により、発電設備が故障し、

又は第三者への被害をもたらすおそれがある場合は、発電設備の点検を行い、事故防止に努めなければならない。

- 2 事業者は、発電設備が故障した場合又は第三者への被害が発生した場合は、直ちにその旨を市長及び住民等に連絡し、被害防止拡大のための措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、非常時の対応を迅速に行うため、及び周辺環境への配慮を行うため、草刈り等を定期的に行うなど、適正に管理しなければならない。

(撤去届)

第14 事業者は、発電事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備撤去届（様式第6号）を市長に提出し、発電設備を速やかに撤去しなければならない。

- 2 前項の撤去届には、撤去後の当該用地の管理方法について記載するものとする。

(指導、助言及び改善命令)

第15 市長は、このガイドラインの施行に関し必要な限度において、事業者の同意を得て関係職員等を事業地内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

- 2 市長は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による助言又は指導に対して事業者が必要な措置をとらなかった場合は、当該事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう改善命令をすることができる。

(市の施策への協力)

第16 事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

- 2 事業者は、設置した設備の発電量等の数値について、市長が求める場合には報告するよう努めるものとする。

(ガイドラインの見直し)

第17 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

附 則（平成 29 年 11 月 6 日施行）

このガイドラインは、平成 29 年 11 月 6 日から施行し、同日以後に設置等する設備から適用する。

附 則（令和元年 6 月 12 日施行）

（施行期日）

1 このガイドラインは、令和元年 6 月 12 日から施行する。

（経過措置）

2 このガイドライン施行の際、この改訂による改正前のガイドラインの規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（令和 2 年 12 月 1 日施行）

（施行期日）

1 このガイドラインは、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 このガイドラインの施行の前に行われた住民等に対する説明会は、改正後のガイドライン第 6 の規定により実施した説明会とみなすことができる。

様式第1号（第5関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事前届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

発電設備の設置を計画したので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 設備名称	
2 設置予定地	
3 敷地面積	m ²
4 設備規模	kW
5 施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6 稼働開始予定日	年 月 日
7 事業説明会予定日	年 月 日（場所： ）
8 事業者	部署名： 担当者名： TEL： E-Mail：
9 施工業者	部署名： 担当者名： TEL： E-Mail：
10 関係書類	<input type="checkbox"/> 設備計画の概要（内容、事業計画、スケジュール等） <input type="checkbox"/> 設置予定地の位置図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 施設配置図 <input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> 土地の登記簿謄本の写し <input type="checkbox"/> 雨水排水計画 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6関係）

説明会経過報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

住民等への説明経過について、次のとおり報告します。

1 開催日時	年 月 日（ ） ： ～ ：
2 開催場所	
3 出席者	住民等： 説明者：
4 説明内容	
5 質疑等 （事業者の回答を 含む）	
6 その他	
7 記録者	

用紙が不足する場合は、別紙の添付も可能

様式第3号（第9関係）

再生可能エネルギー発電設備設置届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

発電設備の設置に着手するので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 認定設備 ID	
2 設備名称	
3 所在地	
4 敷地面積	m ²
5 設備規模	kW
6 予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
7 稼働開始予定日	年 月 日
8 現場責任者	住 所： 氏 名： 連絡先：
9 事前届からの 計画変更	有 ・ 無

様式第4号（第10関係）

再生可能エネルギー発電設備運転開始届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

発電設備の運転を開始するので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 設備名称	
2 所在地	
3 敷地面積	m ²
4 設備規模	kW
5 運転開始日	年 月 日
6 保守点検責任者	住所： 氏名： 連絡先：

様式第5号（第11関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

発電設備の設置等に係る事業を（変更・中止）したので、次のとおり届け出ます。

1	設備名称	
2	所在地	
3	変更の概要	変更前
		変更後
4	変更理由	

様式第6号（第14関係）

再生可能エネルギー発電設備撤去届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

発電事業を終了するので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 設備名称	
2 所在地	
3 敷地面積	m ²
4 設備規模	kW
5 現場責任者	住所： 氏名： 連絡先：
6 事業終了予定日	年 月 日
7 予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
8 発電設備の撤去 及び処分の方法	
9 撤去後の土地利用 方法	